





区分	議案番号	案 件 名	委員会の状況		討 論		採 決																				議 決 年 月 日	議 決 結 果																							
			審査する 委員会名	委員会の 審査結果	討論の 有無	討論の内容	採 決																																												
							会派新生										公明党				結		共産党		市民フォーラム				無所属																						
							雲坂	吉野	星見	魚崎	横山	西村	岡田	寺坂	砂田	山田	金谷	下村	房安	上杉	前田	石田	平野	桑田	田村	勝田			橋尾	上田	岩永	伊藤	角谷	秋山	長坂	足立	太田	椋田	吉田												
																				衛	恭介	健蔵	勇	明	紳一	信俊	寛夫	典男	延孝	洋治	佳弘	光	栄一	伸一	憲太郎	真理子	達也	繁巳	鮮二	京子	泰博	孝春	安子	幾子	敏男	智博	則翁	考史	縁	界一	博幸
<b>&lt;議員提出議案&gt;</b>																																																			
その他 (1件)	7	山陰新幹線の早期実現に向けた北陸新幹線小浜舞鶴京都ルート選定を求める決議について	(委員会付託省略)	有		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	平成28年6月27日	原案可決 (賛成多数)																	
意見書 (2件)	8	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について	(委員会付託省略)	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年6月27日	原案可決 (全会一致)																	
	9	待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書の提出について	(委員会付託省略)	有		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	平成28年6月27日	原案可決 (賛成多数)																	
<b>&lt;委員会提出議案&gt;</b>																																																			
条例 (1件)	2	鳥取市地酒で乾杯条例の制定について	—	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年6月27日	原案可決 (全会一致)																	
意見書 (2件)	3	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2017年度政府予算に係る意見書の提出について	—	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年6月27日	原案可決 (全会一致)																		
	4	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	—	無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成28年6月27日	原案可決 (全会一致)																	



<市長提出議案について>

発言者	議案番号	議 案 名
角谷 敏男議員	92	平成28年度鳥取市一般会計補正予算（反対）
	<p>（討論の要旨）</p> <p>麒麟のまち創生推進事業費として、中核市移行及び連携中枢都市圏の形成を目指すための予算が計上されている。中核市移行の問題点としては、スケールメリットと山陰東部圏域の発展に必要とされた1市8町村の合併と特例市移行を検証していない。中核市移行について市民の判断を求めている。さらに、住民を軽視した行政主導でまちづくりを進めるやり方を見直さないまま、行政の広域化となる周辺自治体との連携中枢都市圏の形成を推進することは市民から行政が遠ざかり、市民の自治力と住民福祉の向上につながると思えない。</p>	
吉野 恭介議員	92	平成28年度鳥取市一般会計補正予算（賛成）
	<p>（討論の要旨）</p> <p>議案第92号について、賛成の立場で討論する。</p> <p>このうち、麒麟のまち創生推進事業費939万円について、本事業は2月定例議会の定住自立圏構想推進事業費予算78万円に関連する予算だと捉えている。庁内での中核市や連携中枢都市圏に対する認識や議論が深まってきているあらわれだと推測する。現在、鳥取・因幡定住自立圏として、鳥取の1市4町に兵庫県北但西部の新温泉町、香美町を加えた1市6町で定住自立圏の協定を結び、将来ビジョンも描き直しつつ関係強化を図っているところである。本年2月にはその構成市町合同による東京・大阪での移住相談会を開催し、圏域の魅力や情報発信して相乗効果を生む報道も始めている。この圏域は、本市人口の1.4倍、28万人弱、面積2.8倍の圏域であり、医療や交通、観光、文化など共通の課題も多く、本市がリーダー役となり、自治体同士の弱い部分を補い合って機能連携をスタートするのにふさわしい、身の丈に合った圏域だと考える。</p> <p>さらに、産業分野など関係を強化していくための人口や産業構造などの調査・分析費用に、そして市民アンケートなどをとって市民に寄り添おうとの姿勢もうかがえる。そうした点に焦点を当てていること、また市長の所信表明、そして先日の議場での伊藤議員の質問にも執行部が丁寧に答えている。将来的には姫路市や岡山市とのHOT連携や岡山県境連携推進協議会など広域連携を視野に入れていることも、我が会派の雲坂議員の一般質問に答えている。欲を出すとするれば、圏域の構成町である新温泉町や香美町と隣接し、両町とも関連性の深い豊岡市、養父市、朝来市などとの連携についても、その可能性を視野に入れ調査することを希望する。</p> <p>本予算はそうした広がりのある行動にもつなげられる基礎的な調査・分析予算だと認識している。昨年3月に金沢まで延伸開業した北陸新幹線は、開業1年間で利用者1,000万人を達成した。延伸前の在来線、特急時代と比べ約3倍の乗客である。この事例のように、圏域の連携強化は、交通インフラなどの早期整備を呼び込み、都市部との距離感を縮めていく。そして、地方の魅力や魅力をさらにアップすることで、都市部への人・物・金など経営資源の一極集中を抑制する。そして、地方と都市部の経済格差の是正へつなげ、ひいては若者が地方に残りたくするような環境が自然に整っていく、そんな環境づくりにぜひつなげていただきたい、そんな本補正予算である。</p> <p>その他、市庁舎整備事業として土壌調査結果に対する工法の検討などコスト縮減に取り組んでいる。本市の市民生活の質や格を上げる中核市に向かい、比較的取り組みやすい定住自立圏で結果を出し、連携中枢都市圏へとつないでいこうとしている政策に賛成する。</p> <p>最後に、本予算は時間軸を意識した大切な積極予算であることを訴え、以上、議員各位の御賛同をお願いして、賛成討論とする。</p>	
太田 縁議員	92	平成28年度鳥取市一般補正会計予算（反対）
	<p>（討論の要旨）</p> <p>議案第92号のうち、市庁舎整備事業費について、反対の意見を述べる。</p> <p>事業別概要、事業の経過及び背景によれば、平成27年に実施した土壌汚染調査により溶出量基準をヒ素及びその化合物が超過し検出されたため、追加調査を行い、溶出量基準を超える敷地の範囲をおおむね限定することができた。さらに詳しい調査が必要である。このたびの予算の目的は、土壌汚染を確認した区画の深さ方向の分布調査をし、新庁舎の建設工事を行うための施工方法等の対策を検討し、実施設計に反映するとある。</p> <p>事業内容は、建物の工事に影響する範囲のうち、ヒ素及びその化合物を確認した10区画について、地表から深さ10メートルまでの土壌をボーリングにより採取し、土壌溶出量を調査する。あわせて、対策工法を検討すると説明があるが、実際は深さ方向の掘削は基礎ぐいを打つ場所のみで、敷地内のヒ素濃度の高い駐車場場所は調査は行わない。また、調査報告書によると、汚染原因は特定できていない。また、近隣地域の調査データは入手していない。地下水位の高い予定地であるにもかかわらず、水脈等の調査は行わず地質調査のみとしている。</p> <p>この事業の根拠としている土壌汚染対策法、その第1条に記載されているように、国民の健康を保護することを目的としている。庁舎建設のための単なる手続ではない。詳細な土壌汚染調査よりも市庁舎の建設工法の検討をするほうが優先だという考え方は、法律の精神を踏みにじるものであり、市民の健康を守るための調査を行おうとしていない。また、市の答弁によれば、調査結果は対策工法を検討した上で市民に情報提供するとしているが、法律の精神によれば、調査結果を直ちに市民に提供し、あわせて市は健康を守る措置を直ちに行わなければならない。鳥取市庁舎敷地の土壌汚染調査の場合には、市報に詳しく掲載された現市庁舎の敷地の調査では、敷地の土地利用の履歴、改変履歴ともに、周辺の状況を勘案し、ヒ素による土壌汚染が自然由来であるという結論を導いている。同時に「試料採取した2点が、ヒ素が土壌の溶出量基準に適合しなかったため、調査対象地全体、本庁舎敷地全体が土壌汚染溶出基準に適合しない土地とみなす。工事による掘削により土壌を敷地の外に搬出する場合は、法律に基づいた運搬、処理を行う必要があります」と敷地全体が土壌溶出量基準に適合しない土地だと、平成24年9月の調査結果を同年11月の市報に掲載している。この住民への情報提供の目的が土壌汚染法を勘案したものであれば、今回の調査結果も、同じように速やかに市民に情報提供すべきである。</p> <p>熊本地震では、地盤の弱い地域、旧河道に被害が集中していたことが顕著になっている。このように、土地の形状、地質、地盤について、その地歴と現状を調査し、科学的な根拠と歴史的な知見、市民の情報を基礎データとして、まずは敷地の状態を把握し、立地条件を整備してから利用方法を検討すべきである。現段階の調査は、何度も述べているが、本末転倒、順序が逆。旧市立病院の跡地の土壌汚染はこのたびの地表近傍の土壌調査のみでは自然由来と判断はできないと報告書に記載がある。原因究明に寄与しない調査費を認めることはできない。原因が明確でなければ、市民の健康を守る方策も、さらには建設工法も決定することはできない。</p> <p>以上の理由から、議案第92号平成28年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）は認めることはできない。</p>	

<請願について>

発言者	議案番号	議 案 名
角谷 敏男議員	平成28年請願第2号	沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の撤回を求める請願（反対）
	<p>（討論の要旨）</p> <p>請願第2号について、反対の理由を述べる。</p> <p>まず、昨年12月議会において、名護市議会議員から提出された普天間飛行場の代替施設建設と米軍基地の整理縮小・負担軽減を求める意見書提出を求める陳情について、市議会の総務企画委員会で賛成多数で採択し、本会議でも政府への意見書が賛成多数で採択された。私たち共産党議員団は陳情と意見書に対して、沖縄の最近の選挙結果と地方自治の尊重を守る立場から理由を述べて反対の態度をとった。今回提出された請願は、表題からは撤回を求めるものであり、前回の私たちの態度からすると、今回は賛成すべきものであるが、その点の説明を含めて、反対する理由を述べる。</p> <p>総務企画委員会の審議は2回あった。1回目の委員会審議では、3月に労働団体からの申し入れ書と議長の回答書が資料として配付された。議長の回答は、労働団体が意見書の撤回を強く求めることに対して、「地方自治法、鳥取市議会規則等に基づき審議が行われて機関意思を決定しており、意見書を撤回することはできません。なお、意見書撤回を求める請願または陳情が提出されれば、議会で議論することになります」と書かれていた。私がこれを読んで確認する必要があると受けとめたのが、いわゆる「なお」以降の表現である。撤回できないと表現しながら、議会で議論することになりますという表現もあった。これを労働団体はどのように受けとめたのかを確認することを求め、委員会として紹介議員に説明を求めることになった。その結果、2回目の委員会では、このなお書きに関して紹介議員から説明を受けた。私も再度質問した。私には意外だったが、労働団体の方は撤回ができるという捉え方で提出されたものではなく、議論ができる捉え方で提出されたということが明らかになった。私も、請願者が前回の意見書提出に理解できないので議論してほしい思いは理解できる。先ほど述べたように、昨年12月議会で意見書の提出に反対した立場から、意見書を撤回できないとしても、請願事項を会派でも検討し、趣旨を大筋は是としつつ審議に臨んだ。しかし、請願者が撤回を求めていると確認したもとの採決を主張することは、請願者の意思にそぐわないものである。こうした理由から不採択の態度をとったものである。</p>	
長坂 則翁議員	平成28年請願第2号	沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の撤回を求める請願（賛成）
	<p>（討論の要旨）</p> <p>平成28年請願第2号について、賛成の立場で討論を行う。</p> <p>今月22日に公示された参議院議員選挙は、来月10日投票に向けて選挙戦が展開されている。今回の選挙の争点は、経済対策を初め、昨年9月19日、数に物を言わせ、国民の8割が反対しているにもかかわらず、集団的自衛権の行使を可能とする安保関連法案が強行採決された安保法制、憲法問題、社会保障、エネルギー政策などが挙げられる。一方、沖縄に目を向けてみると、今月19日には、沖縄で元アメリカ海兵隊の軍属が逮捕された女性暴行殺害事件に抗議し、被害女性を悼悼する県民大会が那覇市で開催され、主催者発表で約6万5,000人が参加されたと報道されている。相も変わらず繰り返される事件に、県民の怒りはもう限界を超えたとして、沖縄に駐留する米軍の大半を占める海兵隊の撤退や、日米地位協定の抜本改定を求める決議が採択され、米軍基地反対の意思を改めて示されている。</p> <p>今回の請願は、昨年12月議会の陳情第12号沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書提出を求める陳情にさかのぼる。結果は、賛成多数で意見書が採択された。その採択を受けて、本年3月1日付で房安議長へ連合鳥取から申し入れ書が公開質問状として提出され、その回答を受け、回答文書の中で、「なお、意見書の撤回を求める請願または陳情が提出されれば、議会で議論することとなります」という内容があったため、今回の請願第2号として提出されたものであり、採択された意見書には多くの問題点、疑問点があると言わざるを得ない。</p> <p>それは、1点目として、鳥取市議会として現地沖縄の現状を十分状況把握をされているのか。2点目として、名護市辺野古3地区への振興策に関して、補助金対象地域の恣意的な設定が、憲法に定める平等取り扱いの原則や地方自治の本旨に照らして疑義があること。3点目として、名護市を飛び越えて辺野古地区へ直接補助金を交付する本振興策は基礎的自治体の自治権を侵害するおそれがあること。4点目として、このたびの埋め立て承認代執行については係争中であること。5点目として、2006年5月に合意した再編実施のための日米ロードマップでは約8,000人のアメリカ第3海兵 機動展開部隊の要員とその家族約9,000人を2014年までにグアムに移転は決定事項であり、日米の合意事項である。普天間飛行場移設を考えると、国内移設案のみならず、移転先をグアムとする案もあわせて検討すべきである。6点目として、米軍施設の整理縮小を言われているが、沖縄から沖縄に移転することが整理縮小にはならない。いづれにせよ、在日米軍専用施設の74%が沖縄に集中しているのが現実である。</p> <p>既に沖縄県議会を初め沖縄県内41市町村長全員が、移設先として県外・国外を主張している。県内移設容認は皆無である。辺野古がある名護市議会は2010年3月8日、辺野古移設反対の決議がなされているところである。また、沖縄の県民世論調査によれば、県外・国外へ移すべきだとする意見が89%を占めている。私たちも 沖縄県民に寄り添いながら、また、この間の名護市長選挙、沖縄県知事選挙、そして今月5日に行われた沖縄県議選の結果に見られるように、沖縄の民意をしっかりと受けとめなければならない。</p> <p>したがって、平成27年12月21日提出の鳥取市議会委員会提出議案第5号沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書については、鳥取市議会においても今後さらに十分な調査・研究をし、再度議論を行うべきであることを申し上げて、請願に対する賛成の討論とする。</p>	

発言者		議 案 名
下村 佳弘議員	平成28年請願第2号	<p>沖繩の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖繩米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の撤回を求める請願（反対）</p> <p>（討論の要旨）  平成28年請願第2号について、反対の立場で討論を行う。  この撤回を求める意見書は、平成27年陳情第12号の採択に伴い提出されたものである。平成27年12月の趣旨は、市街地の中心にある普天間基地の危険性の除去であり、そのための代替施設の早期実現と、在日米軍施設の74%が今なお沖繩に集中している現実を鑑み、沖繩米軍基地の整理縮小及び負担の軽減を求めたものである。意見書にもあるように、沖繩においては大きな基地負担を負っていただいているという現実がある。このような現状は是認できるものではなく、その負担を軽減することは政府・国民の大きな責務である。特に、住宅や学校に囲まれて市街地の真ん中にある普天間基地の固定化は絶対に避けなければならない。これは民主党政権でも取り組んだ課題であり、いろいろな場所が検討されたが、移設場所は結局それまでの長期にわたる検討結果と同様に、辺野古しかないという結論に至っている。このような経過も踏まえ、鳥取市議会においても、昨年12月議会において慎重な審査を重ね、議会としての結論を得るに至った。そして、その結果、陳情を採択とし、意見書提出を議決したものである。  今回の請願は、その議決の撤回を求めるものであるが、皆様御存じのように、議決は議会の最終決定であり、撤回や取り消しができないというのは当然である。また、行政の実例等においても、一度出した議決は、その重要性、あるいは議決の安定性から見て、撤回できないとしている。このように、この請願については、その内容からいっても、また制度上からも、採択ができないものであり、反対と言わざるを得ない。  以上、平成28年請願第2号の反対討論とする。議員各位の御賛同をよろしくお願いする。</p>
発言者	議案番号	議 案 名
椋田 昇一議員	平成28年請願第2号	<p>沖繩の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖繩米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の撤回を求める請願（賛成）</p> <p>（討論の要旨）  請願第2号に賛成の立場で討論する。  沖繩県では先月、女性が遺体で発見され、元海兵隊員の米軍属が死体遺棄容疑で逮捕されるという凶悪事件が発生した。沖繩県では、ことし3月にも、海軍の水兵が準強姦罪の容疑で逮捕されたばかりだった。沖繩県では復帰後、米軍構成員等による犯罪件数が昨年12月末時点で5,896件に上っている。この数字は、平均すると1年間に約130件、毎月10件以上発生していることになる。  まず初めに、先月遺体で発見された、うるま市の女性を初め、とうとい命を奪われたこれまでの多くの犠牲者に哀悼の意を表し、御冥福をお祈りする。こうした犠牲者がもし自分の妻だったら、自分の子供だったら、自分の大切な人だったらと、想像力、イマジネーションを働かせられるのが人権意識の大切な要素である。そこから、他人事ではなくて自分事として向き合うことが始まる。  さて、本請願を不採択とした総務企画委員会の不採択理由は、紹介議員に本請願の趣旨を確認し、審査を行ったが、適切な手続を経て議決し提出された意見書を撤回することはできないためとしている。それについて、次の意見を述べ、議員各位に本請願への理解と賛同をお願いしたい。  1点目、請願の趣旨を確認するのであれば、それは請願の提出者自身に聞くのが、まずはあるべき姿ではないか。2点目、今議会に日本労働組合総連合会鳥取県連合会（以下連合鳥取）から提出された本請願は、提出に至る経過を見ると、全く正当なものだということである。経過をたどってみると、昨年12月議会で議決された沖繩の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖繩米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書に対して、ことし3月1日に連合鳥取から撤回を求める申し入れがあった。それに対して、市議会は3月7日に議長名で回答している。そこには「地方自治法、鳥取市議会会議規則等に基づき適正に行われて機関意思を決定しており、意見書を撤回することはできません」とあり、段落を変えて「なお、意見書の撤回を求める請願または陳情が提出されれば、議会で議論することとなります」とある。これは、議会で議決して国に提出した意見書を、撤回を求める申し入れがあったからといって、その段階で撤回することはできないとする旨と受けとめ、回答書のそれに続く文言、つまり、意見書の撤回を求める請願または陳情が今後、市議会に提出されれば、議会で議論することとなるものと、文字どおり受けとめたものである。では、議会で議論するとはどういうことか。ここは、申し入れに対する議論ではなくて、請願または陳情に対する議論ということであるから、当然、議案審査ということである。したがって、連合鳥取は鳥取市議会6月定例会に向けて、6月8日に請願を提出しているわけである。しかも、この請願は受け付けられている。市議会から提出者に対して、受理できないというような話は一切ない。つまり、受理しているわけである。先ほど、請願者は撤回を求めているのではなく議論を求めているだけという討論があった。この撤回を求める請願はそれ以外の何物でもない。  このように、本請願の提出には全く落ち度はなく、むしろ当然のこととして請願の提出に至っている。そして、私もそういう認識で紹介議員になっている。私は、本件を通して貴重な学習もした。それは、一度議決したものは撤回できないと考えられているものは、実は地方自治法や鳥取市議会会議規則等によるものではない、つまり、法令等に基づくものではないということを学んだことである。私たちの身近な日常生活レベルだけではなく社会全体でも、一度決めたことを撤回したり修正するというのはよくあることである。市民、市民感覚から遊離しない議会でありたいものだと思う。  先月、沖繩県議会は普天間飛行場の県内移設を断念するよう求めるとともに、海兵隊の沖繩からの撤退及び米軍基地の大幅な整理縮小と、米軍人等の特権的に扱う身柄引き渡し条項を含む日米地位協定の抜本改正などを求める決議と意見書の提出をしている。米軍普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することの不当性や、昨年12月に鳥取市議会が国に提出した意見書の問題点などについては、既に先ほど長坂議員が賛成討論で言及したので、本請願の内容・趣旨への言及は省かせていただく。  以上申し上げて、議員各位の御賛同をいただきますようお願いし、賛成討論とする。</p>

発言者	議案番号	議案名
雲坂 衛議員	平成28年請願第4号	保育現場に無資格者を配置しないように求める請願（反対）
	<p>（討論の要旨）</p> <p>平成28年請願第4号に対し、反対の立場で討論する。</p> <p>本請願は、鳥取県議会の本年5月定例会に保育士の配置基準を緩和する特例措置の条例が提案されたことを受け提出されたもので、本市においてはその特例措置を導入しないよう求めている。なお、この条例は既に可決されている。</p> <p>提出者は、保育士の不足原因を低賃金による離職であるとし、規制緩和で保育士をふやすのではなく処遇改善、特に賃上げにより潜在保育士の復帰を図るべきと主張している。実際に保育士の賃上げを、民間と公立の保育園に勤務される保育士さんの2つに分けて考えた場合、民間の保育士さんの賃上げについては民間法人の経営者の意思決定であるため、自治体としては、例えば初めの5年間、家賃補助などの対策が考えられるが、公立の保育士さんに関しては公務員全体の賃上げ対策ということになり、賃上げする場合、もっと大もとから見直さなければならない課題である。また、財源を確保する課題もある。賃上げは大切なことであるが、近年の直面している、急増する保育需要に対する課題にはすぐに対応できないという考えである。</p> <p>近年の保育需要については、新制度が開始した昨年平成27年4月の時点で保育所の入所児童数は約5,400人と、前年同月比、平成26年の同じ4月のときと比べプラス200人ということで、それ以降同じように毎月推移しており、また、本年4月についてはその増加した平成27年4月の時点よりもさらに136人多い5,500人余りとなっており、このままの傾向でいくと、本年度末29年3月には約6,000人に迫る勢いとなっている。近年の法改正による需要の掘り起こしや雇用状況の改善による働くお母さんの増加、また核家族化などにより、近年さらなる増加の一途をたどっている。</p> <p>また、市内の各園の入所率は園児の年齢構成や面積基準などから、ほとんどの園でいっぱいの状況であり、また、途中入所については、平成27年度の申し込み総数は671あり、そのうち入所できた児童数は422で、残り228の方が入園できなかった、または入園されなかった数である。このように、4月時点では待機児童数はないとしても、年度全体で見ると待機児童数があることがうかがえる。</p> <p>急激にふえつつある保育需要等に対応するためには多様な方策で応じざるを得ず、現在の保育士のみで保育現場に対応することは困難と思われる。また、県が本年2月から3月にかけて全19市町村と55の私立保育園等より回答を得たアンケート調査結果では、賛成が50以上ということで、現場の声としても大半が賛成となっている。</p> <p>このようなことから、本請願に対し反対し、議員の皆様のご理解と御賛同を願う。</p>	
発言者	議案番号	議案名

伊藤 幾子議員	平成28年請願第4号	保育現場に無資格者を配置しないように求める請願（賛成）
	<p>（討論の要旨）</p> <p>私は、請願第4号について、賛成の立場で討論を行う。</p> <p>昨年4月から、保育士確保が難しい地域で、朝夕の子供が少数である時間帯に保育士を現行の2人から1人にすることを認める事務連絡が厚労省から出た。事務連絡について厚労省は、例年以上に保育士確保が難しいとの声があったので、2015年度に限って認めることにしたと説明している。ところが、今年度には、この措置はあくまで、待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的、時限的な対応としながらも、省令改正を行った。それに伴って鳥取県も条例改正がされたわけである。</p> <p>急激にふえつつある保育需要に対応する手段として、無資格者を配置することがどれだけの効果があるのか。認可保育所をふやさない限り、待機児童はなくなる。福祉保健委員会の議論では、請願理由の中で述べられている、保育士の確保は大幅な賃上げなしにはあり得ないと言い切っていることに対し、否定する意見もあった。私も、保育士の処遇改善は賃上げだけではないと思っている。最低基準を改善し、手厚い保育士の配置基準にすることも処遇改善である。資格は関係なく頭数さえそろえばいいということにはならない。保育士という仕事は、資格がなくても、研修さえすれば保育士とみなせるほどの仕事なのか。保育所の朝夕は登園やお迎えに対応する時間帯である。子供の健康状態や機嫌はどうかといったことなどについて、保護者と保育士が意思疎通を図る必要がある。保育士が2人を下回ってはいけないという最低基準は、子供の発達保障のための最低限のものである。そして、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の免許は全く違うもので保育士資格とは違う。</p> <p>委員会では、請願項目に対して、実態を無視したものという意見もあった。現場には既に無資格者がいるということなのか。たとえそうであっても、保育士の配置基準には入っていないはずである。それが今回は配置基準の数の中に入れるということである。全く次元が違う。私は、一過性のやむを得ない措置だとか、時限的なものといいながら、恒久化され、さらには朝夕は保育士1人だけでいいといった規制緩和につながるのではないかという危険を感じている。</p> <p>いろいろな理由を並べられても、私は無資格者の配置を認めることには反対である。無資格者の配置が逆に保育士の精神的負担を大きくさせるということを指摘し、本請願の賛成討論とする。</p>	

<議員提出議案について>

発言者	議案番号	議 案 名
角谷 敏男議員	7	山陰新幹線の早期実現に向け北陸新幹線小浜舞鶴京都ルート選定を求める決議について（反対）
	<p>(討論の要旨)</p> <p>議員提出議案第7号について、反対するので、理由を述べる。</p> <p>決議は、昭和45年に基本計画が閣議決定されて以来、40年以上計画が進展していないと述べている。その原因は何なのか。戦後の高度経済成長の中で、太平洋沿岸の3大都市圏を中心に、大企業を中心とする企業活動が展開しやすいようにインフラ整備が優先的・重点的に行われてきた。3大都市圏を中心として人口集中・過密化が起こる一方、他の地域での人口減少・過疎化、第1次産業の衰退、所得格差の拡大、地方における高速交通網の未整備など、これまでの政治によって引き起こされてきたことをまず指摘せざるを得ない。</p> <p>山陰新幹線整備におけるルート選定の理由に、防災の観点から太平洋側国土軸をバックアップするリダンダンシー、いわゆる代替機能、地域格差の解消、雇用の創出、地方創生の課題が挙げられているが、これまでの産業振興・経済政策は変えないまま新たに理由つけたものである。決議は、広く防災の観点と云うが、南海トラフによる過去経験していない大災害の発生が起こると言われるのに、なぜ3大都市圏を1時間で結ぶリニア新幹線が必要なのか。南海トラフによる地震対策として役立つというより、むしろ政府の国土開発・グランドデザイン2015によって、全国的な人口減少の中で、3大都市圏の一体化によって、その人口維持のために与党の国土開発の推進という方針があるからではないか。これまで政策の見直しをすることなく、引き続き大企業に効率的な活動を保障し、大都市中心のインフラ整備に集中的な投資を行うことを狙っているからである。まず、地方から政府に求めることは、こうした途方もない巨額の事業費が必要となる政策の見直しである。</p> <p>決議は、与党における新幹線ルートの検討に対して行政レベルの動きを後押しするものであるが、先日の議会運営委員会での決議案の説明では、山陰新幹線による県内への経済波及効果は計り知れないと述べているが、試算が出されているのか。建設水道委員会では、当局の説明には何もない。数十年先のことをデータで示すことはとても不可能であり、効果があるとは言いつけるのか。また、これまでの新幹線開通後の地方経済について、効果だけでなく、時間短縮による人・物の流れの変化としてのスロー現象の影響、JRの経営を優先させる在来線の特急列車の廃止とローカル線の存続問題がある。人口の少なく、経済活動の規模も大きくない地域だけに、慎重な検討が必要である。都市と地方の格差は正にとっても、生活する市民・県民の移動に大きな役割を果たしている山陰本線の高速化は完成していない。まだ見通しが立たない複線電化の整備促進を国とJRに対し強力で求めることが先である。今、新幹線ルート選定は、市民の間で関心も高くなく、市政上の議論にもなっていない。議会や行政が市民・関係者と新幹線の整備をさまざまな角度から、先ほど指摘した問題・課題を含めて議論・検討を行い、必要な合意形成こそ大切にすべきである。</p>	
金谷 洋治議員	7	山陰新幹線の早期実現に向け北陸新幹線小浜舞鶴京都ルート選定を求める決議について（賛成）
	<p>(討論の要旨)</p> <p>議員提出議案第7号について、賛成の立場で討論を行う。</p> <p>山陰新幹線は、大阪市から山陰地方を經由して下関に至る約550キロメートルの新幹線基本計画路線である。昭和48年に国が定めた路線計画であるにもかかわらず、40年以上、計画が進んでいない。山陰新幹線の実現に向けての動きは、深澤市長を会長に、山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議が平成25年6月に沿線49自治体の参加で発足し、要望活動を展開されている。また、石破茂地方創生担当大臣を会長に、山陰新幹線を実現する国会議員の会が本年5月19日に、京都、兵庫、鳥取、島根、山口の地元選出国會議員により設立され、日本海国土軸の形成、大規模災害に備えた太平洋国土軸の代替機能をあわせ持つこととされている。</p> <p>現在、金沢・敦賀間の建設が行われている北陸新幹線の敦賀以西のルートについて、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームの検討委員会で検討が進められており、早ければ年内にルートが決定となる。選考ルートの中に舞鶴を經由して京都に向かう舞鶴ルートがあり、このルートが採用されれば、将来の山陰新幹線実現に大きく近づくと考える。選ばれた場合、山陰新幹線の一部が完成となり、国が定めた基本計画路線の大阪・鳥取間の約40%が事実上完成となる。山陰新幹線が完成すれば、鳥取・京都間所要時間が45分から56分と見込まれており、京都まで1時間以内に行けるようになる。また、北陸から九州までの日本海国土軸が形成されることで、産業、交通など、現在生じている他地域との格差が大きく解消され、物・人の交流が活発化し、雇用の創出、地方創生の加速につながる。</p> <p>北陸新幹線敦賀以西 ルートの検討が佳境を迎えている今こそ、山陰新幹線の実現について我々が声を大にして叫ばなければ、その実現はさらに遠のくこととなる。このような状況の中、将来を担う子供や孫のためにも、また、我が郷土の限りない 発展のためにも、鳥取市議会を挙げて、実現に向けて強力に取り組んでいく必要があると考える。機運が高まっている現状を御理解いただき、多くの皆様の御賛同をお願いして、賛成の討論とする。</p>	

伊藤 幾子議員	9	<p>待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書の提出について（反対）</p> <p>（討論の要旨）  議員提出議案第9号について、反対の立場で討論を行う。  厚労省によると、昨年4月時点の、認可保育所に入れない待機児童は2万3,167人と発表されている。ところが、育児休業などを理由に待機児童から外した隠れ待機児童が6万208人もいることが明らかにされ、実際には8万3,375人の子供たちが保育所に入ることができなかった。「保育園落ちたの私だ」のつぶやきが多くの子供たちの共感を得たのも当然である。</p> <p>本意見書、待機児童解消のために公定価格の見直しや保育士のさらなる処遇改善などを求めていることについては当然賛成できる。しかし、即効性のある受け皿として、企業主導型保育の推進を強力に求めることには賛成できない。安倍政権が進めようとしている企業主導型保育は認可外施設である。補助金の管理、事業の執行を内閣府が行い、都道府県が指導監督し、事故等があった場合は設置運営の主体者が責任を負うというもので、認可保育所並みに補助金は出されるけれども、新制度の実施主体である市町村が関与しない。保護者にとって最も身近な市町村が関与するかどうか、責任を持つかどうかということは非常に大きな問題である。これは、保育の公的責任を著しく後退させるとともに、保育における一層の規制緩和と市場化を推進するものと言わなければならない。</p> <p>また、企業主導型保育は、夜間や休日勤務あるいは短時間勤務、一時預かりなど、柔軟に対応できるということになっている。そして、子供の年齢制限も人数制限もない。登園や帰る時間が異なる子供はもちろんのこと、短時間しかいない子供や毎日登園しない子供など、年齢の違うさまざまなニーズの子供たちと一緒に保育する中で一人一人の発達を保障するためには、通常の保育以上に高い専門性が必要になるのではないか。地域保育給付の事業所内保育であっても、雇用保険事業における認可外事業所内保育であっても、20人以上の子供を保育する場合、人的配置、施設設備の基準とも、認可保育所と同様の最低基準を遵守することが求められている。それは子供の命と発達を保障する最低の基準だからである。にもかかわらず、企業主導型保育は、子供の年齢制限も人数制限もないのに、小規模保育B型の保育士配置は2分の1でいいとの基準を持ち込み、施設設備の基準は努力義務にしようとしている。柔軟で多様な保育サービスの実施を盛んにアピールしているが、そうであるなら、従来以上の保育士体制をとるべきであって、国の最低基準を下回ることなどあってはならない。待機児童対策として規制緩和を進めることは、安心・安全な認可保育所で子育てをしたい、認可保育所をふやしてほしいという保護者の願いに逆行するものである。</p> <p>公的責任で認可保育所をふやすこと、職員配置基準と保育士の給与基準の抜本的な改善こそ緊急に行うべきであるということを主張し、反対の討論とする。</p>
雲坂 衛議員	9	<p>待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書の提出について（賛成）</p> <p>（討論の要旨）  議員提出議案第9号について、賛成の立場で討論する。  政府は、2013年4月に策定した待機児童解消加速化プランに基づき、児童の受け皿の拡大や保育士の処遇改善に取り組んだ結果、保育施設定員の増加は2020年の自公政権発足以来2倍以上の約22万人となっている。しかし、全国の待機児童数は2014年4月時点で2万1,371人に上り、4年連続で減少しているものの、依然、十分な改善が達成されているとは言えない。待機児童が減らない要因として、法改正等により定員増加で保育サービスのニーズが掘り起こされたことや、雇用情勢の改善などにより女性の就業率が上がったことなどが挙げられる。</p> <p>一億総活躍社会の実現に向け、女性が安心して活躍できる社会とするため、待機児童の解消は喫緊の課題となっている。そこで、課題解決に向けた施策として、保育人材確保のための賃金引き上げやキャリアアップ支援、子育て中の保育士が復職しやすくするための多様な働き方を可能とする短時間正社員制度等を推進することによって、働きやすい環境を整備することが必要である。</p> <p>また、大都市など、待機児童の多い地域では、即効性のある受け皿の確保が急務であり、多様化する就労形態に対応した保育サービス拡大の必要性が求められていることなどから、仕事と保育の両立を目的として、事業所内保育を主軸とした企業主導型保育事業が創設された。企業主導型保育事業は、市町村の計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市町村の関与を必要としないこと、地域枠も自由に設定でき、認可の小規模保育事業に準じた国の支援が得られることなどのメリットがある。</p> <p>待機児童の早期解消には、企業の協力のもと、早急に待機児童の解消を図っていくことも必要であり、積極的に推進しなければならない。待機児童の問題は単に大都市の問題というわけではなく、安心して子供を産み育てられる環境づくり、少子化対策にどう取り組んでいくか、我が国全体として解決すべき重要かつ喫緊の課題であることを申し上げ、賛成討論とする。皆様の御理解と御賛同をお願いします。</p>

<請願の閉会中継続審査について>

発言者		
岩永 安子議員	平成28年請願第1号	請願の閉会中継続審査について（反対） （平成28年第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書提出を求める請願）
	<p>（討論の要旨）</p> <p>安倍首相は、TPP協定を閣議決定し国会に提出し、今国会で成立させることを狙っているが、国民にはその中身が知らされていない。とりあえず、節足すぎる政府の動きを制するためにも、継続審議ではなくて「批准するな」という意見書を国会にあげていただきたい。</p> <p>すでに12か国で大筋合意、調印されたともう決まってしまったことのように報道されているが、これから各国での批准が始まる。日本やアメリカの批准がどうなるかがその行方を握っているといわれている。ご存知の通り、アメリカは大統領選挙の真っ最中で、候補者の多くが反対意見を持っているようであり、日本だけ、急がなくてもいいのではないだろうか。</p> <p>米などの「重要農産物」は174品目で関税を撤廃し、重要農産物以外にも野菜や果物をはじめ、農林水産物のほとんど（8割超）の関税が撤廃される。「米価暴落を放置して、さらに輸入拡大するとは。とても息子についでくれといえない」と、大規模稲作農家の方の怒りの声を聴いた。本市が特産品として奨励しているブロッコリー、ネギ、いちごなど大きな打撃を受けることになる。</p> <p>農業県鳥取の県都、鳥取市議会が市民の暮らしを直撃するTPP協定について、今、批准するなど声を上げることが大事ではないだろうか。今回、「さらに調査、研究を要すると認められるため」という理由で継続審議となっている。調査、研究するためには、まず、国会で批准するなという声をあげ、ストップさせてから、よく調査研究することを訴えて、反対討論とする。</p>	